

国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策の強化について

国土交通省直轄工事においては、次のとおり社会保険等未加入対策を強化することとしましたので、お知らせします。

- ・ 本年4月1日以降に入札契約手続を行う全ての工事において、二次以下の下請業者を社会保険等加入業者に限定することとします。
社会保険等未加入業者である二次以下の下請業者が、直ちに工事の施工から排除されることのないよう、一定の期間（猶予期間）を設けた上で、元請業者において当該社会保険等未加入業者に対する加入指導を行うことを求めます。
- ・ 加えて、猶予期間内に加入確認書類が提出されなかった場合、元請業者に対し、制裁金等の措置を講じることについては、本年10月1日以降に入札契約手続を行う全ての工事において適用することとします。

(なお、現在実施している元請業者及び一次下請業者を社会保険等加入業者に限定する対策についても、引き続き実施してまいります。)

建設業者の社会保険等（※）未加入対策については、社会保険等に参加し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、技能労働者の処遇の向上を図り、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保につなげることに加え、発注者としても公平で健全な競争環境を構築する観点から、平成26年8月1日から順次実施してきたところです。

これまでの対策を通して、直轄工事に従事する建設業者の社会保険等の加入は着実に進んでいます。平成29年度における建設業者の加入率100%という目標に向け、上記のとおり対策を強化するものです。詳細については、別紙をご覧ください。

（※）健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。

<問い合わせ先>（代表03-5253-8111）
【国土交通省直轄工事関係】
大臣官房地方課 公共工事契約指導室
課長補佐 溝口（内線21-954）直通：03-5253-8919 FAX：03-5253-1533
大臣官房技術調査課
工事監視官 山下（内線22-306）直通：03-5253-8221 FAX：03-5253-1536
【建設業者に対する監督関係】
土地・建設産業局建設業課 建設業適正取引推進指導室
課長補佐 赤羽（内線24-715）直通：03-5253-8362 FAX：03-5253-1553
【社会保険等未加入対策関係】
土地・建設産業局建設市場整備課 労働資材対策室
課長補佐 荒井（内線24-853）直通：03-5253-8283 FAX：03-5253-1555

【平成26年8月からの対策】

- ・ 工事を実施する元請業者・一次下請業者（下請契約3千万円以上）を社会保険等加入業者に限定
- ・ 未加入の一次下請業者（下請契約3千万円以上）と契約した場合、特別な事情がなければ、受注者（元請業者）に対し、当該下請金額の10%の制裁金の徴収、指名停止及び工事成績評定の減点を実施
- ・ 二次下請以下の未加入業者は、建設業許可部局へ通報（下請契約3千万円以上）

【平成27年8月からの対策】

- ・ 一次下請を社会保険等加入業者に限定する対策について、下請契約3千万円未満の工事においても試行

これらの取組に加えて、

●平成29年4月からの対策強化

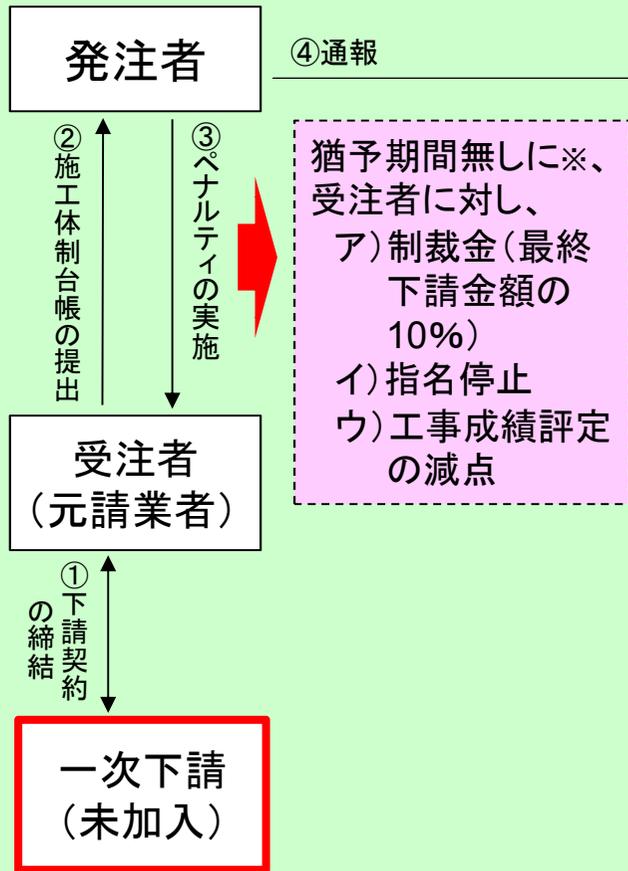
- ① 二次下請以下についても、社会保険等加入業者に限定することを実施し、受注者（元請業者）に対し、30日の猶予期間内※での加入指導を求める（加入指導の事実が確認された場合、猶予期間の延長可）。

※猶予期間・・・社会保険等未加入業者である下請業者が直ちに工事の施工から排除されることのないよう、当該未加入業者に対して加入を促す期間

【平成29年10月から適用】

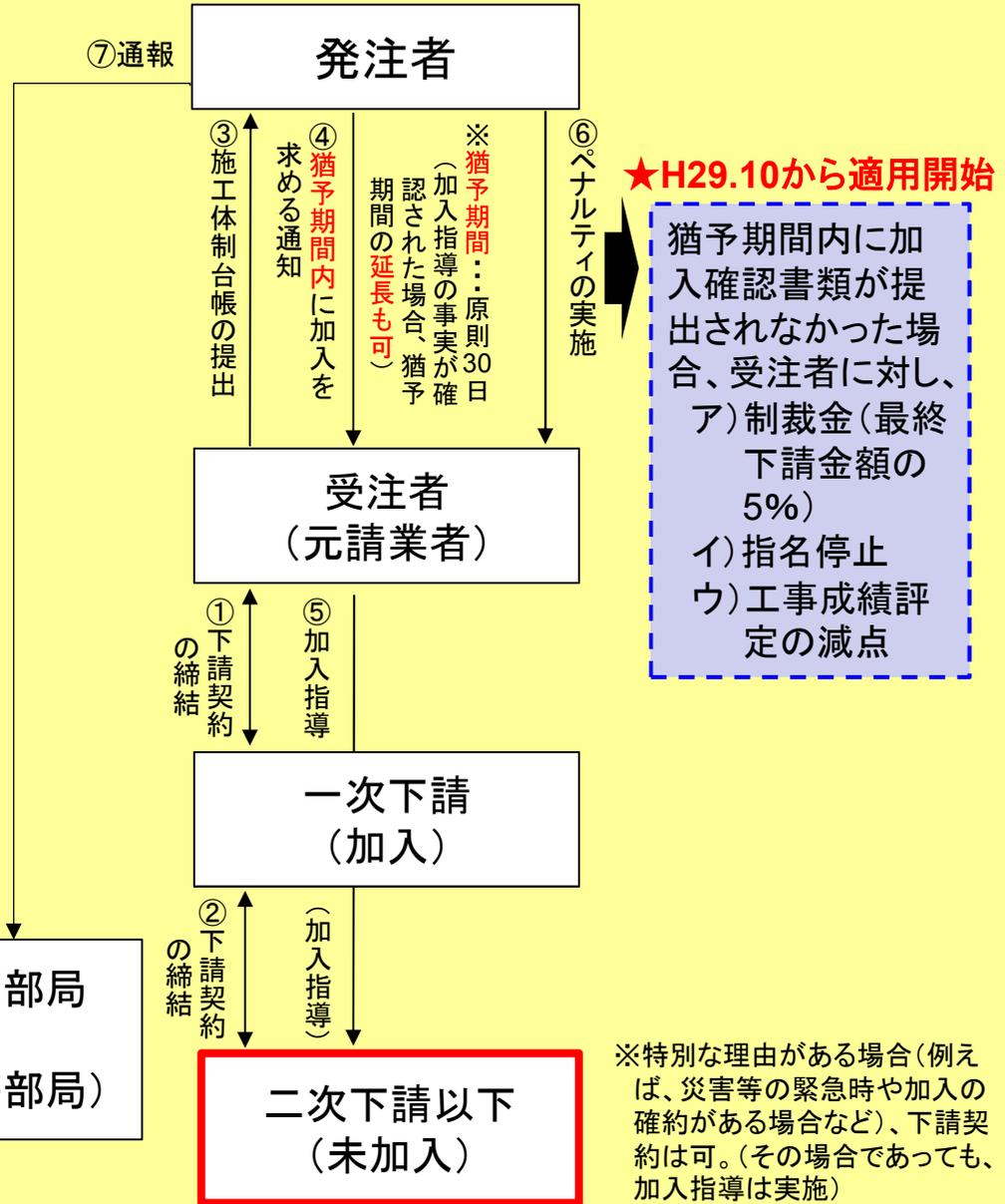
- ② ①の期間内に加入確認書類が提出されなかった場合、受注者（元請業者）に対し、制裁金（当該下請金額の5%）、指名停止及び工事成績評定の減点を実施。

【一次下請が未加入】



※特別な理由がある場合、下請契約は可。(その場合であっても、発注者が指定する期間内に加入確認書類の提出が必要)

【二次下請以下が未加入】



★H29.10から適用開始
 ※猶予期間：原則30日(加入指導の事実が確認された場合、猶予期間の延長も可)
 ※特別な理由がある場合(例えば、災害等の緊急時や加入の確約がある場合など)、下請契約は可。(その場合であっても、加入指導は実施)